

第15回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日（火） 午前9時00分から午前10時02分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程

審議事項	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について
報告事項	
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による通知について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員と7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、8件の申請がございます。

 なお、8番案件は5番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は退席をお願いします。

 それでは、1番から7番案件までを事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

 1番案件は、〇〇さん所有地を土地処分の相談により現在借り受けている〇〇さんへの売却にまつたものでございます。このため5ページになりますが同時に解約3筆の提出がっております。

 2番案件も、〇〇さんから所有地を処分したいとの申出により〇〇さん購入にまつたものでございます。こちらも5ページに解約がっております。

 3番4番案件は、基盤整備予定地内での新幹線高架近くでナス施設栽培を計画している認定農業者の〇〇さんが取得されるものでございます。

 5番案件は、農事組合法人の構成員である〇〇さんが、贈与での権利移転をされるものです。現地は、申請地隣を所有する〇〇さんがすでに畦倒しにより一体的な利用を法人より受託し耕作されております。このため、法人組員同士の権利移転であって、今後も農事組合法人での耕作予定農地でございます。

 6番案件は、申請地周辺でブドウ栽培農家の〇〇さんが、管理状態となってい

る畑を栗栽培地として売買がまとまったものでございます。

7 番案件は、新規就農で〇〇さんが取得されるものでございます。

現所有者の〇〇さんと共に数名による共同作業での栗栽培を〇〇市中心に行っておられ、この度、申請地については〇〇さん所有にされたものです。新規就農のため営農計画書を提出いただいております。なお、数年間は収量も見込めないため、当面は前職を活かしたものとなりますが、5 年程の後には農地の広さもあるため、生計が維持できる程度の収益となる見込みです。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
1 番は 7 番委員ですのでお願いいたします。

7 番委員 はい。〇〇さんは今までもこの農地を耕作されておりますし、認定農業者でもありますので特に問題はありません。

議長 2 番案件もお願いいたします。

7 番委員 はい。現地も確認しましたが、トラクターで起こしてありきれいな状態でした。耕作実績もありますので問題はありません。

議長 ありがとうございました。
案件ごとに審議をしたいと思います。
まず、1 番案件についてご意見ご質問はございませんか。
（発言者なし）
無いようですので採決に入ります。
1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
全員賛成で 1 番案件は許可することに決定します。

議長 続いて 2 番案件についてご意見ご質問はございませんか。
（発言者なし）
無いようですので採決に入ります。
2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
全員賛成で 2 番案件は許可することに決定します。

議長 それでは、3 番から 5 番案件までを 5 番委員から意見を申し上げます。

5 番委員 はい。3 番、4 番案件は、かねてよりハウス施設を建てたいと言っていた〇〇さんが、やっと農地購入で動き出されたものです。もう少し東の新幹線高架下付近の基盤整備後のハウス団地周辺になるものと聞いております。〇〇さんは認定農業者でもありますので問題なく耕作されると思いますので問題ありません。

3 番委員 補足です。

議長 どうぞ。

3 番委員 場所については、基盤整備後も換地前と同じ辺りになる予定で、新幹線高架下辺りではありません。

議長 事務局どうですか。

事務局 大変失礼いたしました。換地後の位置情報を把握しておりませんでした。位置については訂正いたします。

議長 位置については、資料にある換地前周辺とのことですが。
何かご意見はございませんか。
（発言者なし）
それでは、採決に入ります。
3 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
全員賛成で3 番案件は許可することに決定します。

議長 4 番案件について何かご意見はございませんか。
（発言者なし）
それでは、採決に入ります。
4 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
全員賛成で4 番案件は許可することに決定します。

議長 次に5 番案件について、5 番委員から意見ををお願いします。

5 番委員 取得後も法人へ貸付けの予定ですので、今までの流れと同じですので問題ありません。

議長 ありがとうございました。

今までの流れと同じとはどういうことでしょうか。

5 番委員 過去にあったケースと同じで法人耕作地の法人組合員同士で売買し、取得後も法人へ貸し出し法人が耕作されることです。

議長 分かりました。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
それでは、採決に入ります。
5 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 5 番案件は許可することに決定します。

議長 次に 6 番案件は、6 番委員から意見ををお願いします。

6 番委員 ○○さんは 2 ヘクタール程ブドウを作っておられますので、全く問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
皆さんからご意見ございませんか。
(発言者なし)
それでは、採決に入ります。
6 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 6 番案件は許可することに決定します。

議長 次に 7 番案件について、2 番委員から意見ををお願いします。

2 番委員 新規就農ということで○○さんが栗栽培をされるということで、営農計画書も出ておりますし、お話しも伺いましたので大丈夫と思います。地元の推進委員と一緒に見守っていきたいと思います。

議長 ありがとうございます。
皆さんからご意見ございませんか。
(発言者なし)
それでは、採決に入ります。
7 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 7 番案件は許可することに決定します。

議長 続きまして8番案件ですが、先ほど述べましたとおり議事参与できないことから5番委員は退室をお願いします。

－ 5 番委員退室－

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。8番案件は、所有者の〇〇さん土地処分により近隣耕作者の5番委員へ売買がまとまったものでございます。

審議の程よろしく願いいたします。

議長 それでは2番委員から意見ををお願いします。

2番委員 この周辺は認定農業者である〇〇さんが耕作されてますし、直前には実質管理をされていたようですので問題ありません。

議長 ありがとうございます。

皆さんからご意見ございませんか。

(発言者なし)

それでは、採決に入ります。

8番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で8番案件は許可することに決定します。

では入室をお願いします。

－ 5 番委員着席－

5番委員の案件は許可に決定しました。

次の

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号 については、4件の申請がっております。

なお、3番案件は6番委員に関するものですので、その際は退席願います。

では、3番を除く説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

1番は、隣接耕作をする〇〇さんへの貸借がまとまったものでございます。

2番は、利用権制度が7年3月で終了することから再切替えによる貸借申請でございます。

4 番は、売買事業により認定農業者の〇〇さんへ渡るものでございます。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ごさいませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
3 番を除く案件を許可することに賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で3 番を除く案件は許可すること決定します。

議長 続いて3 番案件に入りますので、6 番委員は退席をお願いします。
－ 6 番委員退席－

議長 では、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
3 番案件は、集落内にある畑を隣接居住者の〇〇さんへ貸出されるものでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 皆さんから何かご意見ご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
3 番を許可することに賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で3 番案件は許可すること決定します。
6 番委員の入室をお願いします。

－ 6 番委員着席－

6 番委員の案件は許可に決定しました。

議長 次

議案第 3 号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては、2 件の報告があつております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、2 法人から報告書の提出があり、報告書を基に 4 要件を総会資料に抜粋しまとめていますところでございます。いずれの項目も総会資料に記載のとおり全て適となっているところでございます。
要件を満たしているか否かのご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明がございました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
適格法人の要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
次の報告に入ります。

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。5 月に残存小作地の解約のため土地贈与をされた残った土地について転用届があつたものでございます。アパート建築と貸資材置場での申請でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも本日の3条申請、利用権に係る解約で耕作者が決まっている農地はございません。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て登記地目の整理が目的でございます。

1番は、市街化区域内の土地で処分のための登記地目整理でございます。

2番は、山林化した農地のため担当委員にも確認いただいたところでございます。

3番も山林化した農地で相続されたことによる地目整理でございます。

4番は、市街化区域内の土地で土地処分のため登記地目整理が目的でございます。

5番は、以前宅地の更地となっている土地の処分のためでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第3号を終わります。
これをもちまして第15回総会を終了いたします。

閉会

以上